NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2025 年 6 月 16 日

中国国家知識産権局は、2025 年 4 月 30 日に『専利審査指南改正草案』を発表しました。

この改正案は、特許審査の質と審査効率を持続的に向上させるため、ユーザーの満足志向等々を堅持し、新分野の新業態特許審査基準の整備や審査実践の中で早急に解決すべき事項に焦点が当てられています。

この草案が成立すれば、中国専利実務に影響しますので、その進展を監視し適時に報告いたします。

中科専利商標代理有限責任公司
日本事務所
大阪 TEL:06-6881-5550 FAX:06-6881-5510
東京 TEL:03-3405-8001 FAX:03-6804-5630
e-mail: zhang@csptjp.com

『専利審査指南改正草案』

改正草案の主要項目の要点は下表に示す通りです。

主要項目	要点	草案規定
特許・実案同日出願	◇同様の発明創造について、特許、実案を同日に出願した場合、願書で①請求項の補正、②実案放棄の何れかを声明する。	第二部第三章 6.1,6.2
進歩性審査	◇技術的課題の解決に貢献しない構成要件は進歩性の審査に考慮されない。	第二部第四章 6.4
人工知能	◇人工知能に関する各種審査基準が定められる。 ・人工知能やﾋﾞｯｸﾞﾃﾞｰﾀ関連発明の審査基準規範化 ・審査要件の明確化 ・各種審査例示	第二部第九章 6.1～
審決簡略化	◇不服審判や無効審判の決定において、案件の状況により記載内容が簡略化される。	第四部第一章 6.2
ダミー禁止	◇無効審判請求人が虚偽のダミーである場合、その申請は受理されない。	第四部第三章 3.2
一事不再理	◇無効審判における一時不再理が明確化される。	第四部第三章 3.3
費用返還	◇全ての費用返還は当事者によって請求されなければならない。	第五部第九章 2.2.1

※改正草案の主な規定概要と弊所コメントを次ページ以降に記載します。
※この改正草案の人工知能部分には、多くの審査例が掲示されています。ご関心のある審査例がございましたらご一報ください。

専利審査指南改正草案（意見募集稿）改正対照表

一、初歩審査部分に係る改正内容及び改正説明（第一部分）

（一）専利出願の願書に対する要求の改正について（第一部分第一章第４．１節）

４．１．２　発明者	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	専利出願の願書に発明者のすべての身元情報を記載しなければならない。
（中科コメント） ✧ 専利出願の願書に発明者のすべての身元情報を記載することは、偽造や架空の発明者などの不誠実な行為を防止するために、専利局が発明者に対して実名制を導入しようとする意向を示します。 ✧ 専利出願の願書に発明者のすべての身元情報を記載することは、実務上、外国発明者にとっては実現が困難です。というのも、各国において身元情報に関する法律や規定には大きな差異があり、統一的な対応が難しいためです。すべての外国発明者にも身元情報の提供を求めるのであれば、中国専利局はより詳細な規定を制定しなければなりません。 ✧ 弊所はすでに中国専利局に対し、外国出願人に対して身元情報の提供を強制すべきではないと提案しています。	

（二）優先権主張声明に関する補足（第一部分第一章第６．２．１．２節及び６．２．２．２節）

現行規定	現在の改正草案の概要
無し	分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。
（中科コメント） ✧ 分割出願において優先権主張が漏れていた場合、審査官が優先権を主張していないものとみなす通知書を発行することにより、出願人が優先権の回復手続きを行うことに便宜を図ります。 ✧ これは現在の実際の審査実務と一致しており、審査指南に追加して明確にします。	

二、実体審査部分に係る改正内容及び改正説明（第二部分）

（一）植物の品種の保護客体の限定について（第二部分第一章第４．４節）

４．４　動物及び植物の品種	
現行規定	現在の改正草案の概要
動物及び植物は生きている物体である。専利	動物及び植物は生きている物体である。専利

法第２５条第１項第（４）号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。…… 　専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タンパク質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。	法第２５条第１項第（４）号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。…… 　専利法でいう植物の品種とは、特異性、一貫性及び安定性を有する植物集団をいう。

（中科コメント）

✧ 現行の審査指南では、専利権を付与することができない主題において、実質的にすべての植物が排除されています。これに対し、改正草案では、排除されるのは定義に適合する植物品種に限定されています。現在の改正草案に基づけば、ある植物が特異性、一貫性及び安定性を同時に満たさない場合には、専利付与可能な主題に変更することとなります。

（二）同日に同様の発明創造について発明専利と実用新案専利を出願している規定に関する改正（第二部分第三章第６．１節、第６．２．２節）

６．１　同様の発明創造についての判断の原則 ＆６．２．２　１件の専利出願と１つの専利権の処理

現行規定	現在の改正草案の概要
同一の出願人が同日に同様の発明創造について出願した発明専利と実用新案専利が同様の発明創造に該当するか否かについては、両者の請求項の保護範囲が同一であるか否かを比較することによって決定する。 　同一の出願人が同日に同様の発明創造について、発明専利と実用新案専利を出願している場合、出願人は、発明専利出願を補正してその請求項の保護範囲を実用新案と異なるものにすることによって権利の重複付与を回避することができ、対応する実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。	同一の出願人が同日に同様の発明創造について出願した発明専利と実用新案専利が同様の発明創造に該当するか否かについては、出願人が願書で行った声明に準ずる。 　同一の出願人が同日に同様の発明創造について、発明専利と実用新案専利を出願している場合、出願人は、対応する実用新案専利権の放棄を行うことによって権利の重複付与を回避するしかできない。

（中科コメント）

✧ 同一の出願人が同日に同様の発明創造について出願した発明専利と実用新案専利が同様の発明創造に該当するか否かの判断基準は、両者の請求項の保護範囲が同一であるか否かを客観的に比較する方式から、出願人が願書で行った声明に準ずる方式へと変更されます。

✧ この規定が施行されると、出願人は発明出願と実用新案出願を同日に提出する際、将来的に権利の重複付与の問題を請求項の補正によって回避するのか、または実用新案専利権を放棄することによって回避するのかをあらかじめ決定し、それに基づいて願書で発明出願と実用新案出願が同様の発明創造であるか否かの旨の声明を行う必要があります。

✧ 願書で上記の声明を誤って記載した場合に権利の重複付与の問題を直接的に引き起こすことから、弊所はすでに中国専利局に対し、願書で上記声明の誤記があった案件について訂正または救済の機会を与えるべきであると提案しています。

（三）進歩性の評価に関する改正（第二部分第四章第６．４節）

６．４　保護を請求する発明に対する審査	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	請求項により限定している技術的解決手段全体を考慮した上で、技術的課題の解決に対して貢献しない（技術的）特徴は、請求項に記載しても、通常、技術的解決手段の進歩性に影響を与えることはない。１つの例を用いて上記原則を説明する。
（中科コメント） ✧　進歩性を評価する際には、請求項により限定している技術的解決手段全体を考慮した上で、進歩性の判断は、技術的課題の解決に実質的な貢献を果たしている技術的特徴に焦点を当てることになります。 ✧　出願書類には、「技術的課題」、「当該技術的課題を解決する技術的特徴」及び「達成される技術的効果」からなる一貫した論理的なチェーンを明記するのが対応策になります。	

（四）人工知能に関する改正（第二部分第九章第６節）

６．この節で規範される分野を明確する	
現行規定	現在の改正草案の概要
この節のタイトルは、「アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定」である。	この節のタイトルは、「人工知能などに係る発明専利出願の審査関連規定」に改正される。
（中科コメント） ✧　人工知能分野に焦点を当て、人工知能関連の発明専利出願の審査基準を規範化します。	

６．１　人工知能、ビッグデータなどに係る関連出願の審査対象を明確する	
現行規定	現在の改正草案の概要
審査は、保護を求める技術的解決手段、請求項により限定される技術的解決手段に対して行わなければならない。	「必要な場合には明細書の内容に対して行わなければならない」という表現を追加する。
（中科コメント） ✧　今回の改正では、専利法第５条に関する審査基準及び事例が追加されました。専利法第５条の審査対象は明細書を含む出願書類であるため、必要な場合には明細書の内容に対して審査を行い、特に、明細書に法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる内容が含まれていないか否かを審査することが明確化されます。	

６．１．１　専利法第５条の審査規定を新増する	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	人工知能などに関連する発明専利出願が専利法第５条第１項の規定に適合しない場合がさら

	に明確されます。これには、データ収集、ラベル管理、ルール設定、推奨戦略などが、法律、公平・正義に違反するか、又は偏見や差別を含む場合が含まれる。

（中科コメント）

✧ 人工知能関連の発明専利出願における倫理的問題に注目し、専利法第５条第１項に基づく審査要件が明確され、専利法第５条第１項の規定を満たさない幾つかの状況が列挙されています。

６．２　法律規定、公序良俗に違反する審査例を新増する	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	「ビッグデータに基づくショッピングモール内のマットレス販売支援システム」の例を追加する。この例は、データの収集や処理などの過程が関連法律の規定を遵守すべきであることを示すことを目的としています。特に、識別されたまたは識別可能な自然人に関する個人情報については、その収集・識別手段が公共安全を維持するために必要である場合、または個人の明確な同意を得た場合に限られ、そうでない場合は『中華人民共和国個人情報保護法』の関連規定に違反することになります。 「自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法」の例を追加する。この例は、人工知能などの技術の実施が倫理的・道徳的観念に反する場合、専利法第５条第１項に規定される「公序良俗に反する発明創造」に該当し、専利権を付与することができないことを示すことを目的としています。

（中科コメント）

✧ 人工知能関連の発明専利出願に係る専利法第５条第１項に基づく審査例が提供されており、法律、公序良俗に反する例が例示されています。

６．２　典型的な事例に基づいて進歩性の審査基準を明確する	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	「船舶の数の識別方法」の例を追加する。この例における技術的解決手段は、船舶の数を識別するために通常の深層学習方式を用いてモデルをトレーニングするものであり、識別対象の違いにより、深層学習やモデルトレーニングの過程におけるトレーニング方法やモデルレイヤー等にどのような変更が加えられたかが請求項に反映されていない。引用文献１に開示された実の数を識別する方法と比較し、画像内の船舶のデータのマーキングと画像内の果実のデータ

	のマーキングをすることによってトレーニング用データセットを取得し、モデルトレーニングを行い、技術的困難を克服する必要がなく、技術的解決手段に進歩性をもたらすことができない。 「鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法」の例を追加する。この例の技術的解決手段が解決しようとする技術的課題及び採用する手段は、引用文献１の技術的課題及び手段とは異なっている。この例では、鋼スクラップの形状や厚さを識別するために、鋼スクラップの色、エッジ及びテクスチャなどの特徴を抽出する必要があり、また抽出及びトレーニングする特徴の違いにより、回路畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定に対して相応的な調整・改良を行い、これらのアルゴリズム特徴と技術的特徴は、機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係を持ち、技術的解決手段に対する前記アルゴリズム特徴の貢献を考慮しなければならない。
（中科コメント） ✧　人工知能関連の発明専利出願の進歩性についての審査例が提供されており、一般的なケース、すなわち人工知能モデルの具体的な応用シーンや人工知能モデルの構築に対して、進歩性の判断原則が例示されています。	

６．３．１　充分な開示に関する記載要件を追加する	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	人工知能モデルの構築やトレーニングに係る場合には通常、モデルに必要なモジュールやレイヤー、又は接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップ、パラメータなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。人工知能モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンに適用する場合には、通常、当業者が明細書に記載される内容に基づいて当該発明の解決手段を実現できるように、モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンとどのように組み合わせるのか、アルゴリズムやモデルの入出力データをどのように設定してその内在する関連関係を示すのかなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。
（中科コメント） ✧　人工知能アルゴリズムやモデルに存在する可能性のある「ブラックボックス」問題に着目し、人工知能関連の発明専利出願における一般的なケース、すなわち人工知能モデルの構築またはトレーニング、および人工知能モデルの特定分野や場面への応用に対して、充分な開示を達成するための明細書の記載要件がさらに明確化されます。	

６．３．３　充分な開示要件を満たすか否かの審査例を追加する	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	第６．３．３節を新増し、この節では相応的に２つの例が追加された。 「顔特徴生成用方法」の例は、顔画像生成結果の精度を向上させるという技術的課題を解決するために、第１畳み込みニューラルネットワーク内で顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けるが、明細書には、第１畳み込みニューラルネットワークにおける当該空間変換ネットワークの具体的な設定位置が記載されていない。この例では、当業者であれば分かるように、空間変換ネットワークは全体として、モデル内の任意の位置に挿入でき、その画像の特徴領域を識別する能力に影響することはない。いずれも上記の技術的課題を解決することができる。したがって、発明専利出願で保護を求める解決手段は明細書において充分に開示されている。 「生物情報に基づくがんの予測方法」の例は、悪性腫瘍の予測精度を向上させるという技術的課題を解決するために、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とすることで、悪性腫瘍罹患予測値を得ようとしている。しかしながら、明細書には、腫瘍に関する指標が具体的にどの指標なのかについて記載されておらず、当業者であっても、悪性腫瘍を判定するためにどの指標を使用できるのかを特定することができない。顔特徴と悪性腫瘍罹患との間に関連関係があるかどうかはまだ不明である。従って、発明専利出願で保護を求める技術的解決手段は前記技術的課題を解決することができず、明細書において充分に開示されていない。
（中科コメント） ✧　人工知能関連の発明専利出願の明細書の開示が充分であるか否かに関する審査例が提供されます。	

（五）ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定を追加する（第二部分第九章第７節）

現行規定	現在の改正草案の概要
無し	**７．１．１　専利権を付与できない出願** 請求項の主題が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利によって保護される客体には該当しない。 請求項について、その主題の名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利によって保護される客体には該当しない。 **７．１．２　専利権を付与できる出願** ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法は専利法に記載の技術的解決手段に該当する場合、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体は、専利によって保護される客体に該当する。 **７．２　明細書の記載** 明細書は、当業者が実現できることを基準として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法について明確かつ完全な説明を行わなければならない。当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体の保護の主題に係る場合、明細書はさらに、関連する説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならない。 **７．３　請求の範囲の記載** 特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明専利出願は、方法、装置、コンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項として記載することができる。通常、当該ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を基礎として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を引用するか、又は当該特定のビデオ符号化／復号化方法のすべての特徴を含む方式により、対応する記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項を記載しなければならない。 【例１】 ……

（中科コメント）

✧ ビットストリームを含む発明専利出願に専利権を付与できない状況と専利権を付与できる状況が明確されます。

✧ ビットストリームを含む発明専利出願の明細書は、ビットストリームを生成する符号化／復号化方法を充分に開示しなければならなりません。また、明細書は、請求項の保護主題について、説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならなりません。

✧ ビットストリームを含む発明専利出願の請求項は、引用するかまたは直接包含することによって符号化／復号化方法を導入し、ビットストリームの記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項を記載します。

✧ 具体的な請求項の記載例が提供されます。

（六）植物の品種の保護客体に関する改正（第二部分第十章第９節）

９．１．２．３　動物と植物の個体及びその構成部分	
現行規定	現在の改正草案の概要
…… 光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第４．４節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第２５条第１項第（４）号の規定により、専利権が付与されてはならない。 植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第２５条第１項第（４）号に規定した範疇に該当しない。	…… 技術的な処理なしに、自然界から見つけ出す、もともとその生息地に生息していた野生植物は専利法第２５条第１項第（１）号に規定した科学的発見に該当するため、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的に選択・改良され、かつ産業上の利用可能性がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。 本部分第一章第４．４節に述べた「植物の品種」の特異性、一貫性及び安定性とは、その植物集団がその他の植物集団と明確に区別され、繁殖後も形態的特徴と生物学的特性の一貫性を保ち、遺伝形質も安定していることをいう。人為的に選択され、又は見つけ出す野生植物を改良することによって得られた植物及びその繁殖材料が前述の特異性、一貫性及び安定性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第２５条第１項第（４）号に規定した範疇に該当しない。。

（中科コメント）

✧ 第一章第４．４節の改正と一致しており、現行の改正草案に基づけば、植物及びその繁殖材料に専利権を付与する可能性があり、実質的に専利可能な主題の範囲が拡大されたことになります。

三、配列表の出願付加費の算定ルールに関する改正（第三部分、第五部分）

（一）配列表の出願付加費の算定ルールに関する改正（第三部分第一章第７．３節、第五部分第二章第１節）

第三部分第一章第７．３節　その他特殊な費用　＆　第五部分第二章第１節　費用の納付期	
現行規定	現在の改正草案の概要
ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、４００頁以上の場合は４００頁として計算する。 配列表に係る出願付加費を計算する際、紙で提出された配列表と電子形式で提出された配列表を同様に取り扱う。	「配列表は明細書の単独な一部分として４００頁以上の場合は、明細書付加費を計算する際に配列表部分について４００頁として計算する」という規定が削除された。 規定の様式に従って提出されたコンピューター読み取り可能な形式の配列表については、頁数を算定しない。
（中科コメント） ✧　規定の電子形式で提出されたヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表について、対応する出願付加費が免除されますが、紙で提出された配列表について、出願付加費の４００頁上限の優遇措置が廃棄され、出願付加費の追加を招く可能性があります。 ✧　この規定が施行されると、出願人は可能な限り規定の電子形式でヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列表を提出することで、官費を節約することが可能です。	

四、復審と無効請求の審査部分に係る改正内容及び改正説明（第四部分第一、三章）

（一）審査決定の構成に関する改正（第四部分第一章第６．２節）

６．２　審査決定の構成	
現行規定	現在の改正草案の概要
審査決定は以下の部分を含む …… （４）経緯 …… 発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。 ……	審査決定は通常、以下の~~部分~~内容を含むが、状況により簡略化又は省略できる。 …… （４）経緯 …… 発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。 ~~拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。~~ ……
（中科コメント） ✧　この節に記載された内容は、審査決定の通常の構成内容であり、固定された構成内容ではなく、案件の状況により簡略化又は省略できることが明確されます。 ✧　拒絶査定が取り下げられた復審決定だけでなく、拒絶査定が維持された復審決定、さらには無効決定であっても簡略化が可能です。簡略化は経緯部分に限らず、その他の内容にも及ぶ可能性があります。	

（二）無効宣告請求人の資格に関する改正（第四部分第三章第３．２節）

３．２　無効宣告請求人の資格	
現行規定	現在の改正草案の概要
請求人が以下に挙げる状況の１つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。 （１）…… （２）…… ……	請求人が以下に挙げる状況の１つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。 （１）…… （２）無効宣告請求の提出は請求人の真の意思表示ではない場合。 ……
（中科コメント） ✧　この改正は、「ダミー」手法に関連する問題への対応及び完備です。改正前、実務上、一部の代理機構が本人の許可なくその身分を無断で使用し、虚偽の無効宣告請求を提出することが存在します。改正後、無効宣告請求の提出は請求人の真の意思表示でなければ受理されないことが明確に規定されており、これにより、虚偽の「ダミー」による無効宣告請求を根絶されます。 ✧　この点、無効審判の請求書における請求人情報の記載要領について、中国専利局より詳細な規定がでる可能性があります。	

（三）無効宣告請求の範囲及び理由と証拠に関する改正（第四部分第三章第３．３節）

３．３　無効宣告請求の範囲及び理由と証拠	
現行規定	現在の改正草案の概要
…… （３）復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。 ……	…… （３）復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また~~同一の~~同一又は実質的に同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は時限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。 ……
（中科コメント） ✧　この改正は、「一事不再理」原則における「同一の理由や証拠」について、理論および実務における一般的な理解である「理由や証拠が同一又は実質的に同一」であることを明確にしたものです。改正前後での実務上の変化は大きくありません。	

（四）補正文書の提出に係る規定を追加する（第四部分第三章第４．６節）

４．６　無効宣告手続における専利書類の補正	
現行規定	現在の改正草案の概要
無し	４．６．４　補正文書の提出 専利権者が請求の範囲を補正する場合、その全文の差し替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。

	専利権者が同一の無効宣告請求の審理手続において提出した複数の補正文書がすべて本章第４．６．３節の規定に合致する場合、最新の補正文書を審査書類とし、その他の補正文書は放棄と見なされる。
（中科コメント） ✧ 無効宣告手続において提出する請求の範囲の補正文書の形式要件が明確されており、請求の範囲の全文の差し替え頁及び補正対照表を提出する必要があります。 ✧ 同一の無効宣告手続において、専利権者が要件を満たす複数の補正文書を提出した場合、最新に提出された補正文書を審査対象とし、その他の補正文書は放棄とみなされることが明確されます。	

五、専利局による費用返還及び専利権期限の補償に関する改正（第五部分）

（一）専利局による費用返還規則に関する改正（第五部分第二章第４．２．１．１節、第４．２．１．２節）

第五部分第二章第４．２．１．１節　当事者が返還を請求できる場合　＆第４．２．１．２節　専利局が自発的に費用を返還する場合	
現行規定	現在の改正草案の概要
専利出願が実体審査段階前に取り下げられた場合や取り下げたものと見なされた場合に納付された実体審査費、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効となった後に納付された年金、ならびに権利回復が認められなかったにもかかわらず納付された権利回復請求費は、専利局が自発的に返還する対象に該当する。	専利出願が実体審査段階前に取り下げられた場合や取り下げたものと見なされた場合に納付された実体審査費、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効となった後に納付された年金、ならびに権利回復が認められなかったにもかかわらず納付された権利回復請求費は、当事者が返還を請求できる場合に該当する。 専利局が自発的に費用を返還する場合がすべて削除された。
（中科コメント） ✧ すべての費用返還は当事者によって請求されなければならず、専利局は納付した如何なる費用について自発的に費用を返還しないことになります。	

（二）専利権期限の補償の計算規則に関する改正（第五部分第九章第２．２．１節）

現行規定	現在の改正草案の概要
復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審プロセスは、権利付与プロセスにおける合理的な遅延に該当しない。	復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審プロセスは、権利付与プロセスにおける合理的な遅延に該当する。
（中科コメント） ✧ 復審プロセスにおいて、復審請求人が請求項を補正しませんが、新たな理由を陳述したり新たな証拠を提出したことにより拒絶査定が取り消された場合には、専利権期限の補償を算定する際、復審プロセス全体は控除対象となります。この点について、専利権期限の補償を算定する際に留意しなければなりません。 ✧ 審査指南の意見募集稿では、新たな理由及び新たな証拠についての更なる説明がなされておらず、実務上では大きな争いが生じる可能性があります。	